

第4節 国際的取組

生物多様性の保全等の地球環境保全は、一国のみでは解決できない人類の共通の課題であり、我が国の能力を活かし、その国際社会にしめる地位にふさわしい国際的取組を積極的に推進する必要があります。

このため、地球環境保全に関する政策の国際的な連携を確保し、開発途上地域の環境や国際的に高い価値が認められている環境の保全への協力を進めるとともに、こうした国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備します。また、調査研究、監視・観測等における国際的な連携の確保、地方公共団体又は民間団体等の活動の推進に努めます。さらに、国際協力の実施等に当たっては環境配慮に留意するとともに、我が国の海外経済活動が生物多様性に悪影響を及ぼさないよう十分配慮します。

この基本方向に沿って生物多様性の保全と持続可能な利用のための国際的取組を推進するため、生物多様性条約の下での取組、生物多様性関連諸条約との連携強化、国際的プログラムの推進、開発途上国への協力については、以下のような施策を展開します。

1 生物多様性条約の下での取組

(1) 締約国会議等での取組

生物多様性条約のもとでは、締約国会議、科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（S B S T T A）などの場で各締約国の代表が集まり、この条約の実施とその対策にかかわる様々な議論が行われています。現在までに、5回の締約国会議、7回のS B S T T Aが開催され、114の決議、71の勧告が行われてきました。例えば、内陸水、海洋・沿岸、農業、森林といった主題別の生物多様性に関する作業計画が作成され、見直しを加えながら、それらに基づく様々な取組が各締約国、関係国際機関等により行われています。

また、これら各主題の実施のために共通する横断的な課題に関しても、様々な議論が行われています。例えば、移入種の問題に関しては、その対策に係る共通指針が「移入種の防御、導入及び影響緩和のための中間指針原則」として第5回締約国会議で決議され、各締約国等の対策の実施が促されています。エコシステムアプローチの12の原則も、同様に第5回締約国会議で決議されました。

また、締約国会議では、条約を実施する上での分類学の振興の重要性が認識され、世界分類学イニシアティブ（G T I：Global Taxonomy Initiative）が提唱されました。今後、様々な国際プログラム等との連携を図りつつ、地球レベルでの包括的な取組が求められており、このような取組を支援するために設置されたG T I調整メカニズムにアジア・オセアニア地域を代表して、我が国より委員を派遣しています。

さらに締約国会議では、条約第26条に基づく国別報告書を、過去2回にわたり締

約国より提出させ、条約の実施状況の把握に努めてきました。

今後とも、我が国として締約国会議等における決議・勧告を踏まえた国内対策の充実に努めるとともに、各種会合への参加を通じて、効果的な国際枠組みづくりを進めるなど、地球レベルでの生物多様性保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。更に、生物多様性条約の一層の効果的な実施のためには、最大のバイオテクノロジー推進国である米国の参加が必要であり、わが国は、米国が本条約ひいては「バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書（仮称）」へ参加するよう促していきます。

また、締約国会議やS B S T T A等における議論の状況や主な決議、勧告の内容をインターネット等により広く公開していきます。

（２）条約実施のための取組

生物多様性条約を実施し、締約国会議、S B S T T Aの決議・勧告を達成するため以下の述べるような様々な国際的取組が行われており、それぞれに貢献していきます。

ア 情報の交換

締約国会議では、条約第18条第3項に基づき、技術上及び科学上の協力を円滑にするための、情報交換の仕組み（C H M：Clearing-House Mechanizm）に関する議論を第1回会合から行ってきました。現在は、第5回締約国会議において決議されたC H M戦略計画に基づく取組が行われています。

この計画は生物多様性に関する各国の様々な情報を交換し、情報を共有することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各国の施策をより充実したものにすることが目的です。我が国としても、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、各国との情報の交換を積極的に進めます。これは、開発途上国支援の観点からも重要なものです。

また、国連環境計画（U N E P）、国連食糧農業機関（F A O）、国連教育科学文化機関（U N E S C O）、経済協力開発機構（O E C D）をはじめとする国際機関等が開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力等に基づく調査・研究情報の交換を進めます。

イ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な分配に関する国際的なルール作りへの取組

遺伝資源の収集のためには、アジア諸国等生物遺伝資源保有国との良好な関係の構築が必要です。このため、共同研究や共同プロジェクト等の実施を重ねることによって信頼関係を築き上げることが重要です。また、遺伝資源へのアクセスに関する技術的基盤の整備や途上国への技術協力等を進めるとともに、こうした事業をつうじて遺伝資源保有国との間での生物多様性条約と統合的な遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する合理的なルール形成も視野に入れた対応を進め、我が国の大学、

研究機関や民間企業等の生物遺伝資源の利用が円滑に進められるよう努めます。

また、知的財産権の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）において、遺伝資源に関する譲渡契約のガイドラインとしてのモデル知的財産権条項を策定する作業が開始されましたので、この作業にも貢献していきます。

ウ 世界分類学イニシアティブ（GTI）

生物多様性の保全には、世界のどこにどのような生物が生息しているかを正確に把握して科学的な根拠に基づいた保全計画を立てる必要があります。しかしながら、地球規模での正確なデータの蓄積が不足しているため、生態系の生物種に関する調査研究が迅速に実施されなければなりません。1995年（平成7年）の生物多様性条約第2回締約国会議において、このような調査研究を推進していくためには分類学研究者が圧倒的に不足している事が指摘されました。そこで、分類学の振興を生物多様性条約実施のための横断的テーマとする世界分類学イニシアティブが提唱され、分類学研究者の育成、分類学情報の共有などに取り組むことになりました。今後は、GTIのナショナルフォーカスポイントである国立環境研究所を中心として、アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献等を通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善等を通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生息生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通して、同地域の発展途上国における分類学研究のためのキャパシティ・ビルディングを行っていきます。

（3）バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（仮称）の効果的実施に向けた取組

生物多様性条約の下で、バイオテクノロジーの環境安全性に関する議定書の必要性について検討することが規定され、この規定に基づき、約5年間の交渉を経て、2000年（平成12年）1月に「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」が採択されました。本議定書は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるバイオテクノロジーにより改変された生物の国境を越えた移動に関する手続に関する制度を構築するためのものです。我が国は、各種国際会議等において、議定書を効果的に実施するために必要な様々な措置の検討に積極的に参画するとともに、各国との協力や共通理解の促進に努めます。また、開発途上国における議定書実施のための能力開発も重要です。我が国は、同議定書の早期の締結を目指し、関係省間で協力し、政府一体となって締結に必要な国内担保措置の構築に向けて取り組んでいます。

2 生物多様性関連諸条約との連携強化

次に掲げるような生物多様性条約と関連する諸条約との連携を強化し、我が国の

自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組んでいくことが必要です。

(1) ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の実施のため、国内においては、湿地生態系保全のための保護地域の設定の推進を図ります。また、現在、我が国の登録湿地は、釧路湿原、琵琶湖等計11箇所、83,725ヘクタールですが、1999(平成11年)年の第7回締約国会議において、湿地の登録基準を主に水鳥を中心としたものから生物多様性全般に拡大すること、登録湿地を倍増すべきことの決議が行われたことを踏まえ、国際的な重要な湿地については、条約上の登録湿地としての指定の促進を図ります。

さらに、湿地を含む自然環境に関する情報整備、湿地の再生・修復、環境影響評価、国内湿地目録の作成、普及啓発等を実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用を図っていきます。国際的には、特にわが国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア地域において、湿地の現況調査や湿地目録の作成支援、普及啓発を進める等により、アジア地域における条約締結の促進や湿地保全への協力を行います。

今後とも、これらの国内外の湿地保全のための取組を進め、「ラムサール条約」の実施促進を図ります。

(2) ワシントン条約

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」については、附属書Ⅱに掲げられている種の輸出入の規制を「外国為替及び外国貿易管理法」の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令並びに関税法に基づいて行っています。さらに、「ワシントン条約」の附属書Ⅰに掲げる種については、「種の保存法」に基づき、国内での取引規制を行っており、こうした国内法の適切な運用により条約の実施を推進していきます。また、ワシントン条約対象種の違法な取引が後を絶たないことから、引き続き関係機関が連携・協力し、違法行為の防止、摘発に努めます。

(3) 世界遺産条約

人類全体にとって重要な世界の遺産の保護を目的とした「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき世界遺産一覧表に登録された白神山地(16,971ヘクタール)及び屋久島(10,747ヘクタール)の自然遺産について、適切な保全を推進します。

平成7年に、地方自治体、関係省庁等と連携・協力の下、策定した世界遺産地域管理計画に基づき、自然公園法、自然環境保全法及び国有林野事業等により、適正な保全管理を推進します。また、アジア地域の開発途上国内の世界遺産登録地の保

全管理支援のための調査等を実施します。

また、第24回世界遺産委員会（2000年（平成12年）12月）の決議を受けて、世界遺産の登録基準や新たな登録に際しての手続き等を定めている作業指針の改訂作業が現在進められていることから、改訂後の新たな作業指針に基づく対応を進めることとしています。

（4） 二国間渡り鳥条約・協定

「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（日米渡り鳥保護条約）」、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約（日露渡り鳥保護条約）」、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（日豪渡り鳥保護協定）」及び「渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（日中渡り鳥保護協定）」に基づき、渡り鳥等やその生息環境の保護を図るため、二国間の渡り鳥等に関する研究、情報交換、捕獲の規制、保護区の設定等の施策を実施します。また、絶滅のおそれのある鳥類とされた種については、国内で「種の保存法」に基づき取引規制を行います。

また、これらの渡り鳥条約・協定の有効性を認識しつつ、他のアジア地域各国との二国間協力の枠組みの必要性について検討を進めるとともに、アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地のために、長期的保全の枠組みを提供する多国間協定等の策定を検討します。

（5） ボン条約

1979年（昭和54年）に採択され、1983年（昭和58年）に発効した「移動性野生動物種の保全に関する条約」（ボン条約）のもとでは、条約の附属書 に記載された絶滅のおそれのある移動性野生動物種について各締約国において厳正な保護が図られているほか、附属書 に記載された種の保全管理のために、これまでに渡り性水鳥、アザラシ、コウモリ、ウミガメ等を対象とした多国間の協定や覚書が締結され、保全管理計画の策定、生息地の保全と復元、調査研究、普及啓発等が実施されています。こうした移動性動物種の保全管理を進めるためには多国間の協力が重要であることから、本条約に係る国際的取組みの動向を踏まえつつ、我が国としても今後ボン条約への対応の必要性について検討していきます。

（6） 食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称）

国連食糧農業機関（FAO）では、1994年から食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用を達成するため、各国国内における保全、収集、調査等の措置を定め、また、植物遺伝資源の他国への提供を円滑にするとともにそ

の資源の利用による収益を公正かつ公平に共有するための「多国間の制度」を設立すること等を内容とする条約を作成するための交渉が行われました。7年に及ぶ交渉の結果、2001年（平成13年）11月に開催された第31回FAO総会で投票により採択されました。

この条約は、食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源の保全、持続的な利用の推進という重要な意義を有しているものの、植物資源の定義が必ずしも明確でないこと、また、知的財産の保護との関係が曖昧であること等のいくつかの解決すべき問題があることから、我が国としても、既存の国際条約との関係の整理や国内で実施するために必要な措置等に照らし、この条約への対応を検討していきます。

（7） その他の関連条約

以上の条約の他、「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国連条約」、「1994年の国際熱帯木材協定」及び「オゾン層の保護のためのウィーン条約」等（気候変動枠組み条約）についても、生物の多様性の保護・保全と関連があり、今後連携強化を図ります。

3 国際的プログラムの推進

生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間、先進国間、途上国間等様々な形態の国際的な協力が必要であり、我が国も直接又は様々な国際機関等を通じて、これら国際的プログラムに積極的に関与していくことが重要です。

また、特にアジア太平洋地域においては、各種プログラムにおいて我が国が重要な役割を担うべきであり、熱帯林、サンゴ礁、湿地、渡り鳥の生息地等、生物多様性の重要な構成要素に関する現況把握のための国際的なモニタリングや調査研究や保全のための取組に積極的に参加協力していきます。

なお、平成14年8月～9月に南アフリカのヨハネスブルグで開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議」ではアジェンダ21の実施促進のための取組が検討されるので、これを契機に、アジア太平洋地域を中心に世界の生物多様性保全のため、上記の取組の促進を図ります。

（1） G B I F を通じての協力

経済協力開発機構（OECD）/科学技術政策委員会（CSTP）における議論を踏まえ、生物多様性に関するデータを集積し、全世界的に利用することを目的とした地球規模生物多様性情報機構（GBIF）が、平成13年3月に発足しました。本プロジェクトの実施により、10年後には、約180万種ある学名を持つ全生物の9割以上をカバーし、インターネットで閲覧できるシステムを作り上げる予定です。

GBIFは理事会を最高意志決定機関とし、技術的側面についての活動を担う科

学委員会、各国からの拠出金により構成される活動費の管理運営を行う予算委員会により構成されます。平成13年11月にデンマークのコペンハーゲンに事務局が設置され、事務局長が就任するなど、その活動を本格的に開始しつつあります。

我が国は、文部科学省が科学技術振興事業団を通して、米国と並び活動資金の最大の拠出を行っているとともに、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討を進め、また、理事会副議長及び予算委員会副委員長を努めるなど積極的に本活動に参画しています。今後とも地球規模でのデータアクセスの改善、データのデジタル化等を進めていきます。

(2) 地球生態系診断 (ミレニアムエコシステムアセスメント、MA)

気候変動枠組条約においてはIPCCという科学的なアセスメントを実施する組織を有していますが、生物多様性条約、砂漠化防止条約等においてはこのような科学的組織を有していません。

ミレニアムエコシステムアセスメント(MA)は、生態系に関する科学的なアセスメントを実施し、生物多様性条約や砂漠化対処条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策決定に役立つ総合的な生態系情報を提供することをもって、生態系管理の改善を目指すものです。平成13年6月5日に正式発足後、全地球規模のアセスメントと地域レベルのアセスメントを同時に行い、2005年(平成17年)1月を目途に最終報告書を取りまとめる約4年間のプロジェクトです。

MAの推進のため、4年間合計で2,100万ドルの予算を予定しており、その主要拠出者は、GEF、国連基金、パッカード基金及び世界銀行となっています。

我が国は、全地球規模のアセスメントの基本設計、作業計画等を策定するデザインワークショップに国立環境研究所の研究者が加わっている他、中国科学院等と協力して中国西部での地域レベルアセスメントを実施しています。

(3) 国際生物多様性科学研究計画 (DIVERSITAS)

DIVERSITAS(ラテン語で「多様性」の意)は、国際学術連合-環境問題科学委員会(ICSU-SCOPE)、国際生物科学連合(IUBS)、国連教育科学文化機関(UNESCO)が協同して発議し計画したものであり、生物多様性の起源、構成、機能、維持および保全等に関する調査研究を推進する国際的な研究計画で、生物多様性条約を科学の立場で支援するものです。DIVERSITASは、南北アメリカ、欧州・アフリカ、アジア・西太平洋の3つの地域ごとに実施されていますが、アジア・西太平洋地域については、DIWPA(DIVERSITAS in Western Pacific and Asia)が設立され、京都大学に事務局が置かれています。また、DIWPAの提案により、2001年(平成13年)を国際生物多様性観測年(IBOY: International Biodiversity Observation Year)として、世界の様々な生態系において、同時に、同じ観測手法で生物多様性を観測する事業を実施しています。

(4) 国際地球規模移入種計画 (GISP)

国際地球規模移入種計画 (GISP : Global Invasive Species Programme) は国際学術連合 - 環境問題科学委員会 (ICSU - SCOPE)、自然保護連合 (IUCN)、CAB-International の3つの国際機関が共同し計画し、UNEP、GEF、UNESCO、NASAの協力を得て発足した国際協同計画であり、世界の移入種に関する事例を集め、これに対する最適な予防と管理計画を検討し、手法の一覧を作ることを目的としています。わが国としても今後この計画への協力を進めることを検討します。

(5) 地球圏・生物圏国際共同研究計画 (IGBP)

地球圏・生物圏国際共同研究計画 (IGBP) は、全地球を支配する物理的・化学的・生物的諸過程とその相互作用を究明することによって、過去から現在、未来に至る地球環境とその変化、さらに地球環境に対する人間活動の影響について理解し解明するための研究計画です。

近年、地球の温暖化、オゾン層の破壊等地球環境問題が国際的に大きな問題となっていますが、地球規模の環境変動が起こる機構についてはいまだ不確実な部分が多く、このことが地球環境に関して適切な予測と対策を立てることを困難にしています。IGBPは、このような問題に対して、地球システムに関する科学的な解明を通してこれにこたえようとするものであり、本計画を推進することにより、地球規模の環境変動が起こるメカニズムが解明され、地球環境に対して適切な予測と対策を立てることが可能となります。生物多様性の観点からは、気候変動や土地利用等の人間活動が陸域や海域の生態系に及ぼす影響等に関する調査研究を行っています。

我が国においては、日本学術会議地球環境連絡委員会にIGBP専門委員会を設置し、国内の相互調整を図りつつ、大学等の研究機関を中心に調査研究を推進しています。

(6) UNESCOを通じた協力

国連教育科学文化機関 (UNESCO) の環境問題解決の科学的基礎とすることを目的とする「人間と生物圏 (MAB) 計画」において、生物多様性の保護、開発、文化的価値の維持を目的としたネットワーク活動を促進するために、世界各国において、保全・条件整備・開発の3つの機能を持つ「生物圏保存地域」が指定されています。我が国では、屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀高原の4地域がユネスコの指定を受けています。我が国はこのMAB計画国際調整理事会メンバーに就任し、その活動に参加しています。

また、我が国はUNESCOに対して、アジア・太平洋地域地球環境共同研究事業信託基金 (平成14年度より、ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業信託

基金)を拠出し、関係する研究者の派遣を通じて、アジア・太平洋地域におけるセミナー等の生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しているのに加え、UNESCOに設置した人的資源開発信託基金により、アジア・太平洋地域における本分野の人材育成を支援しています。

(7) 持続可能な森林経営と違法伐採問題

森林生態系は、生物の多様性を考える上で非常に重要な場です。各国において森林の保全と持続可能な経営の推進をはかるべく様々な取り組みが行われています。

1995(平成7年)年以降、国連に設置された政策対話の場において採択された持続可能な森林経営を推進するための行動提案の実施促進を図るため、我が国は国連森林フォーラム(UNEF)へ積極的に参画しているほか、モニタリング・評価・報告に関するUNEF貢献国際専門家会合を開催し、各国や関係国際機関の取り組みに貢献しています。

また、世界の森林の持続可能な経営推進のため、G8諸国は、1998年(平成10年)のバーミンガム・サミットにおいてモニタリングと評価や違法伐採等5項目により構成される「G8森林行動プログラム」を発表し、各国独自に、または協力し合っ

て本プログラムの実施に取り組んでいます。

そのほか、持続可能な森林経営について客観的に評価するため、欧州をのぞく温帯林等を対象とし、その基準・指標を作成・実施するための枠組みであるモントリオール・プロセスに積極的に参加し、参加各国の取り組みを推進するための議論のとりまとめに貢献しています。

世界有数の木材輸入国でもある我が国としては、これらの国際的プログラムに基づき本問題に関する国際的な議論へ積極的に参加しています。

特に、違法伐採問題については、持続可能な森林経営を著しく阻害する要因として、国際的な問題となっており、生物多様性の保全にとっても支障となっています。違法伐採問題については、G8森林行動プログラムの5分野の課題の1つとして取り上げられるとともに、2000年(平成12年)に沖縄で開催されたG8首脳会合では、「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する」旨合意されたところです。我が国としては、「違法に伐採された木材は使用すべきでない」という基本的考え方に基づき、各般の国際的な議論の場へ積極的に参加することによって、違法伐採問題に対する国際的な関心をさらに喚起するとともに、国際的に理解の得られる貿易上の措置を検討することの重要性についても主張していくこととしています。また、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じて、熱帯木材の輸出国及び輸入国の協力による輸出入データに関するケース・スタディ、生産国における森林法施行の現状及び施行の強化に関する調査等の違法伐採問題克服に向けた熱帯林経営強化のための事業に対する拠出協力を行い、また輸出入データに関するケース・スタディに輸入国として協力を行っているところです。

今後も、国際的な政策対話の場へ積極的な参画等を通じて、生物多様性の保全を含めた持続可能な森林経営を推進していくことが必要です。

(8) OECDを通じての協力

経済協力開発機構（OECD）においては、バイオテクノロジーの安全確保問題から検討を開始し、知的所有権、遺伝子治療をはじめとするヘルスケア及びバイオテクノロジーの環境活用などに関する作業を行ってきました。さらに、最近では、バイオテクノロジーの規制と調和に関するワーキンググループにおいてLMO（Living Modified Organisms：生きている改変された生物）の環境影響に対する安全性評価に関する作業を行っている他、新規バイオテクノロジー食品・農作物に関する国際会議（2001年（平成13年）7月）、遺伝子組換え生物体の環境影響に関する国際会議（2001年（平成13年）11月）を開催するなど、バイオテクノロジーと環境及び生物多様性の関係についての作業を精力的に行っています。我が国政府としては、今後とも引き続きOECDにおけるこうした活動に建設的かつ積極的な貢献を行っていく考えです。

(9) IMOを通じての協力

国際海事機関（IMO）は、船舶のバラスト水中に混入するプランクトンなどの各種生物の拡散防止のための取組を1970年代半ばから続けており、生物多様性条約事務局との間で、外来種の侵入問題についての共同作業に関して連絡が取り交わされています。

我が国は、本問題を地球規模で迅速に解決を図るためには、IMOにおける取組に連携することが重要であると考えており、これまでも船舶におけるバラスト水の適切な管理を義務付ける国際規制の枠組や、バラスト水中の生物を適切に処理するための具体的方法等をIMOに対して提案しておりますが、今後ともこのよう取組に積極的に協力していくこととしております。なお、本件についてはさらに検討を経た上で、2003年（平成15年）に開催予定の国際会議において、船舶バラスト水の管理及び規制に関する条約案が採択される予定となっております。

(10) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

アジア太平洋地域において、渡り性水鳥とその生息環境の保護を図るための国際的枠組みとして1996年（平成8年）に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に関して、関係国政府、国際機関、非政府団体及び専門家等との連携のもとにその履行を進めています。特に、本戦略のもとで構築された東アジアオーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークには、わが国から谷津干潟、吉野川河口等4箇所、北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークには、釧路湿原、出水・高尾野等5箇所、東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークには、宮島沼、佐潟、蕪栗沼等14箇所が参加し、渡り鳥及びその生息地の保全に関する情報交換、調査研究等の国際協力が実施されています。

我が国は、2001年（平成13年）から開始された第一期戦略の履行を推進するため、シギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の重要生息地ネットワークの拡充を図るとともに、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ等の絶滅のおそれのある種について、保全行動計画の策定を進めていきます。

（11）国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

サンゴ礁及びそれに関連するマングローブや藻場等の生態系は、世界中で最も生物生産性が高く、生物相の多様な生態系の一つであり、社会的、経済的、生物学的な観点から、極めて重要な資源となっています。

一方、サンゴ礁等は、資源としての採取、埋立て、汚染や表土の流出、観光利用及び気候変動に伴う海水温の上昇等、人間活動によりもたらされる様々な脅威に直面しています。

これらの重要な生態系を適切に保全していくために、1995年（平成7年）に構築されたサンゴ礁と関連する生態系の保全のための国際的枠組みである国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）を関係各国と協力して推進し、地域のサンゴ礁保全管理能力を養成するためのワークショップの開催、「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）」の整備、発展途上国におけるサンゴ礁管理計画の策定調査等積極的な取組を推進してきたところです。

今後とも、総合的な沿岸域の管理、各種の能力の養成、研究及びモニタリングの実施、保全のための取組の実施と評価というサンゴ礁生態系等の保全のための重要な課題について、関係各国、国際機関、地域住民等と協力し、積極的に取り組んでいきます。

特に、東アジア海地域、太平洋地域を中心とする世界のサンゴ礁生態系の多様性の中心地域のサンゴ礁保全の重要性を踏まえ、これらの地域の中においてサンゴ礁を有する数少ない先進国として積極的な役割を果たしていきます。

（12）南極地域観測事業

1956年（昭和31年）から実施している我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象とした調査研究も行われており、また、南極観測活動を行っている他の国とのIGBP等に係る国際協力も実施しています。

南極地域観測は、極域の自然現象及び地球全体の環境変動を理解する上で重要であり、今後は、南極から地球環境変動を監視・研究する環境モニタリング研究観測を一層充実させることとしています。

（13）東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）

ヨーロッパや北米などでは、酸性雨による森林、土壌、湖沼における生態系への影響が報告されていますが、近年、急速な工業化、都市化している東アジア地域に

おいても、近い将来酸性雨による影響が深刻化することが懸念されています。

東アジア地域における酸性雨の生態系等に対する影響を未然に防止するための地域共同の取組として、我が国が提唱した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）は、1998年（平成10年）4月からの試行稼働を経て、2001年（平成13年）1月から本格稼働を開始しており、現在東アジアの11カ国が参加しています。

E A N E Tは、東アジアにおける酸性雨問題の状況に関する共通理解を形成し、酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供するとともに、参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進することを目的として、参加国が共通の手法を用いて、湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水のモニタリングを行い、精度保証・精度管理活動に基づく質の高いデータを収集、解析、評価し、酸性雨に関する調査研究も行っていきます。

今後、酸性雨による生態系への影響の早期把握、実態解明に努めるとともに、東アジアにおける酸性雨の影響を未然に防止するため、さらにE A N E T活動を推進していきます。

4 開発途上国への協力

開発途上国の多くは、生物多様性に富んだ自然環境を有しており、それらの自然環境は世界の生物多様性の保全上重要な役割を果たしているものが少なくありません。また、開発途上国では、多くの住民が生活の基盤を生物多様性（生物資源）に依存しています。しかし、社会、経済及び技術的な状況から、単独では生物多様性の保全と持続可能な利用を十分に行えない国が多いのが実状です。

こうした開発途上国において、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進していくことは、世界レベルの生物多様性の保全に不可欠です。我が国を含む先進諸国は、開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、ともに協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する責務を有しています。特に、アジア地域の開発途上国の生物多様性は、渡り性鳥類やサンゴ礁に代表されるように我が国の生物多様性と密接な関わりを有しており、我が国の生物多様性の保全にも大きく寄与します。

また、これらの開発途上国が有する伝統的な技術や知見等には、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進のために学ぶべき技術や知見がある点にも十分留意することが必要です。

さらに、政府等の公的な資金による協力や民間企業の海外活動についても適切な環境配慮が行われるよう努めていくことが必要です。

我が国としては、こうした基本的認識に基づき、以下の諸点に留意し、開発途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に貢献していくこととします。

（1） 政府開発援助の効果的活用

我が国は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策および国連環境特別総会における21世紀に向けた環境開発支援構想（I S D）の表明を受けて、環境分野の政府開発援助の強化に努めています。今までも、政府開発援助により、生物多様性関連分野に関する各種協力を実施してきたところですが、今後、以下の諸点も踏まえ、効果的な協力を推進します。

ア 環境意識向上に向けた支援

開発途上国の環境問題の解決には、途上国自身が問題への対処能力を身につけ実施していく必要があり、そのためには、途上国の人々の環境意識の向上が鍵となります。

途上国においては、環境分野への援助の必要性が高い場合においても他の分野の後回しとなることが多いため、成果重視型の開発目標を踏まえた途上国との政策対話を通じて途上国の自助努力を高めるとともに、環境保全の重要性について理解を求め、積極的な取組を促進することが重要です。生物多様性の保全と持続可能な利用についても、積極的な取組が促進されるよう政策対話の努力を継続・強化していきます。

また、環境教育を通じて途上国国民の環境意識の向上を図ることが重要であり、環境教育プログラムの推進を支援します。

イ 戦略的な研究の促進と技術・ノウハウ等の移転

生物多様性保全のための制度・組織の整備、人材育成、生物多様性についての基礎的情報の整備、生物多様性の持続可能な利用に向けた研究等に関し、途上国において不足している情報・施設等の充実に支援するとともに、途上国の対処能力の向上を支援するため、我が国の有する技術・ノウハウ等の移転を図ります。また、途上国の経済・社会制度及び開発計画と両立する手法の導入による生物多様性保全のためのモデルプロジェクト等の実施を途上国と共同で推進します。

ウ 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調

生物多様性の保全に関する開発途上国の支援については、国際機関等や他の先進国の有する知識や技術を活用していくことも効果的であり、国連諸機関、国際金融機関、他の先進国の援助機関等との間で適切な連携・協調を行います。

特に現在「生物多様性条約」の資金メカニズムとして指定されている地球環境ファシリティ（G E F）については、我が国は、その試行期間（パイロット・フェーズ：1991年～94年）の時より、積極的に参加、貢献しており、その後のG E F 1（1994年7月～98年6月）の資金規模の拡大交渉に当たっても地球規模の環境問題の重要性にかんがみ、積極的なイニシアティブを発揮しました。我が国のG E F 2（1998年7月～2002年6月）に対する拠出額は約4億ドル（総額の20%）であり、米国について第2位の拠出国となっています。

エ 民間団体等の活動の支援

民間団体等によるきめの細かい活動が、生物多様性の保全に従来から有効な役割を果たしてきたことを踏まえ、環境事業団の地球環境基金等により開発途上国における民間団体等による取組を支援します。

オ 国内基盤の整備

生物多様性分野の援助を円滑に実施していくためには、人材の確保が重要な課題であり、地方公共団体及び民間の専門家を含め幅広い人材の活用を図ります。また、人材を育成するための研修をはじめ各種制度の充実を図ります。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する情報、国内に蓄積されている技術や経験を収集・整理し、途上国の状況・ニーズに応じた適正技術の円滑な移転の基盤を整備します。

カ 援助の実施に際しての生物多様性への配慮

政府開発援助の実施に際して生物多様性への適切な配慮が実施されるよう、各機関において「環境配慮に関するガイドライン」を的確に運用するとともに、人材の養成をはじめ環境配慮の実施のための基盤を強化し、国際機関等とも連携しながら、適切かつ効果的な環境配慮を実施します。さらに、援助実施中の状況調査に加え、援助案件の完成後も評価を行います。

(2) 国際協力に関する施策

国際協力については、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用に大きく貢献できるように以下のとおり施策の展開を図ります。

第3部第2章第7節3．国際的取組で述べたように、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進し、途上国の主体的な取組の継続につなげていくため、自然環境データ整備、生物種・生態系の保全、生物資源の持続可能な利用、地域住民への環境教育及び生活福祉向上の4つのテーマに関する取組を総合的に実施していくことが重要です。4つのテーマを常に念頭におきつつ、事業及び分野の連携を図ります。

ア 自然環境保全

特に社会経済、生物多様性の両面からわが国と密接な関係を持つアジア地域を中心とし、次の項目に重点を置いて積極的な協力を進めます。

(ア) 自然環境データ整備（自然環境保全の基礎となる植生図作成手法等、生物多様性・生態系に関する基礎的情報整備や、生物標本、土壌等の環境試料の系統的な収集・蓄積などへの協力）

(イ) 渡り鳥・湿地保全（渡り鳥モニタリングのための国際的なネットワークの構築、モニタリング技術・手法の確立や、湿地現況調査、湿地目録作成、湿地保全管理計画の策定、普及啓発・環境教育教材の作成等湿地保全などへの協力）

(ウ) 希少種保護（希少種の生息状況調査、保全管理計画の策定、保護増殖・野生復帰技術の確立、普及啓発等、希少種の保護・回復のための対策や、絶滅危惧種が集中し生物多様性が脅かされている地域（ホットスポット）の保全などへの協力）
(エ) 国立公園（日本の地域制自然公園制度の経験と技術を活かした国立公園管理や利用のためのインフラ整備、利用プログラム作成などへの協力）

生物多様性保全の総合的なプロジェクトとしては、日・米・インドネシア三国協力の下に、インドネシアで実施している保護地域の管理と情報の整備を支援する生物多様性保全プロジェクトを推進しています。このプロジェクトでは、JICAプロジェクト方式技術協力の一環として実施するもので、インドネシア林業省の国立公園管理や保護区のデータベース作成、インドネシア科学院の調査研究や生物多様性データベース作成についての協力を行っています。フェーズ1（1995～98）では、調査研究等の基盤として、主に無償資金協力による施設整備が行われ、生物多様性情報センター（チビノン）や国立公園管理事務所、自然環境保全情報センター等の整備を行いました。フェーズ2（1998～2003）では、これらの施設を活用して、研究の推進、生物多様性データベース作成、情報処理システム開発、国立公園の保全管理計画の策定、エコツーリズム、希少種保護、環境教育の支援等生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な技術協力を実施しています。

また、インドネシアでの経験も踏まえ、調査研究・教育、公園管理、野生動物生息域管理、環境啓発に関する政府機能の統合的な強化に取り組む「マレイシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」を2002年（平成14年）2月に開始します。

イ サンゴ礁

「海の熱帯林」とも形容されるサンゴ礁は、気候変動による影響や開発に伴う人為的攪乱などにより、緊急に保全措置がとられなければ、2010年までに地球上のサンゴ礁の40%が、2030年には60%が失われると言われてしています。

このため、我が国は貴重な環境・生態系を保護し、自然資源の持続的な利用を可能なものとするのが緊急の課題となっているフィリピンにおいて、「北部パラワン持続可能型環境保全事業」を有償資金協力として実施します。

また、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発を図るため、パラオにおいて国際サンゴ礁イニシアティブに基づき、太平洋地域における拠点として設立したパラオ国際サンゴ礁センターの研究、教育機能等の推進に協力します。

ウ 熱帯生物資源

熱帯生態系における生物多様性の保全及び遺伝資源の持続可能な利用に必要な技術を共同で研究開発することを目的とした「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力事業」をタイ、インドネシア及びマレイシアで実施しています。

今後とも、開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築に、相手国の状況やニーズを十分に勘案しつつ、積極的に協力していくこと

とします。また、二国間協力だけでなく、アジア地域の情報交換機構（クリアリング・ハウス・メカニズム）や研究協力ネットワークの構築にも努めます。

エ 農業

我が国は、FAOの植物遺伝資源委員会等への参加、アジア・太平洋地域動物遺伝資源保存対策強化事業に対しての信託基金への拠出等を通じて、途上国の農業及び食糧増産に寄与できる遺伝資源の保全問題の解決及び持続可能な利用の促進に取り組んでおり、今後ともこのような協力を積極的に推進します。

将来の飛躍的な農業等の発展に寄与しうる有用な生物資源の滅失・逸散が懸念されている多くの開発途上国においては、生物資源の評価、保全及びその適切な利用への協力が重要となっています。現在、農林水産省国際農林水産業研究センター等が開発途上地域やロシアにおいて、地域に適した品種育成等に関する共同研究を推進しているところですが、今後とも、生物資源の保存・評価・利用等に関する国際共同研究を積極的に推進します。

オ 林業

熱帯地域における生物多様性保全の取組を支援するため、国際熱帯機関（ITTO）に対して、トランスバウンダリィ（国境）地域の森林保全や、生物多様性保全を含む持続可能な森林経営のための基準・指標の実証、マングローブの保全等のプロジェクトへ拠出を行っています。

また、生物多様性保全の観点から、熱帯地域における保護林の適切な設定及び経営の手法を確立するために、保護林の体系、適正規模・配置、その活用等に関する調査を実施しています。

生物多様性に関連する二国間協力としては、インドネシアにおける「森林火災予防計画フェーズ2」、ブラジルにおける「アマゾン森林研究計画フェーズ2」等のプロジェクト方式技術協力を実施しているほか、ヴェトナムにおいて「中部高原地域森林管理計画調査」を開発調査として実施しています。

今後は、(1)天然林の生態系に関する基礎的な研究を通じた天然林施業技術の体系化の推進、それらを実際の現場での施業技術の的確な運用に結びつけていくための実行体制の整備とその核となる森林・林業技術者の確保・養成、(2)代表的な生態系や景観を有した森林や、絶滅のおそれのある種が生息する森林の管理、(3)土砂流出の防止等環境保全のための森林の保全・造成、に関する技術協力、資金協力を推進します。

カ 漁業

近年、開発途上国においては、沿岸・沖合域の有用資源の最適利用に強い関心を示しているものの技術的、経済的な面において適切な対応ができずに苦慮しているほか、いまだ当面の食料確保、就業の場の確保を目的とした資源の利用・開発を優先せざるを得ない状況にあるところも少なくありません。

このような状況の中、水産資源の保護、管理、増養殖に多くの知見と技術を有す

る漁業先進国である我が国に対する開発途上国の期待は大きく、また、世界有数の水産物輸入国としての立場からも、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興と魚類生態系の保全に関する技術協力その他国際協力の推進に努めることとしております。

このため、我が国では開発途上国への水産分野における協力として、政府ベース、民間ベースにより、相手国の要請を踏まえた水産業の振興・開発の支援を行ってききましたが、今後とも、海洋生物資源の持続的利用及び環境との調和への配慮という観点から、また、生物多様性の保全に関する配慮をも視野に入れ、他ドナー及び国際機関等と連携しつつ、バランスのとれた協力を推進します。

キ 遺伝子組換え生物の利用等の安全性

我が国は、遺伝子換え生物の環境安全性に関する国内制度づくりに関し、アジア地域をはじめとする支援を行う他、F A Oの信託基金への拠出等を通じ、アジア地域を対象に遺伝子組換え農作物の環境影響評価確立のための能力向上に取り組んでおり、今後ともこのような協力を積極的に推進します。

また、「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の枠組みにおいても、遺伝子組換え生物のリスク評価・管理の分野の専門家を登録しており、途上国からの要請に応じ、このような専門家による助言や技術支援等の協力を行っていきます。